

1. 件 名：女川原子力発電所及び東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日 時：令和3年4月27日 17時40分～17時50分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者：
原子力規制庁：
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
止野上席安全審査官、土居安全審査専門職

東北電力株式会社：
東京支社 総務G 課長、他1名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和3年3月24日 第67回原子力規制委員会配付資料1）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他
提出資料：

（1）組織整備に伴う女川原子力発電所／東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:14	それから系統東北電力の女川原子力発電所及び東通原子力発電所のホームページ分割見せるかかるヒアリングを始めたいと思います。それが資料のほうの御説明をお願いします。
0:00:33	はい、それでは、東北電力の佐藤と申します。資料の御説明をいたします。今お手元にございます。報告説明資料自治会さんの資料を用いてご説明させていただきます。今回資料2で堰しておりますけれども、7ページをお開きください。
0:00:53	7ページ、こちらのページはこれまでヒアリングで御説明しておりますけれども、今回の変更申請で行われ、発電所の燃料の運搬業務、こちらを今回の変更で油ポンプ固体廃棄物管理課長から原子燃料課長移管する。
0:01:09	いうことになっておまして、この一環業務を一貫した際にですね、問題なく移管先でも業務が行われるということを明確化させるために記載を追加してございます。1日被災箇所は7ページの下
0:01:27	一番下の部分ですね業務移管に伴う対応というところを記載追加しております。具体的にはですね、業務移管前後における業務リースの継続性を確保するための関連性QMS文書、さらにですね、あらかじめ改正しますということで、
0:01:35	それから、輸送固体廃棄物管理課長から原子燃料課長への業務引き継ぎを適切に実施するということになっております。
0:01:48	それから当原子力グループに対しては教育訓練を実施することとしておまして、ちょっと原子燃料の運搬に関する業務に必要な力量を付与するということになってございます。
0:01:51	はい、御説明は以上でございます。
0:01:55	はい。御説明ありがとうございました。
0:02:03	それではこちらからちょっと何点か確認したことがあるんですけども、
0:02:05	はい。
0:02:08	また衡平等の業務の
0:02:12	がんに伴って特に人員の移動等は、
0:02:14	ないというようなこと。
0:02:17	あるなしはいかがでしょうか。
0:02:31	はい。まずはですね、人員が移動は今後の業務の物量とかあの計画に沿う形で適切に適時適切な人員配置するということになっております。
0:02:31	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	はい、ありがとうございます。それで移動した人に対してはこの教育により実施し必要な力量を付与するというような、はい。その通りでございます。
0:02:47	はい。
0:03:57	すみません、規制庁の土野ですけど、品等にくくなるその業務のそのスキルと かっていうのは、
0:04:13	今、今多分ウイルスお答え廃棄物管理課が持つてと思うんですけど、そう いったものを技術燃料管理グループに対してどう引き継ぎをするんでしょうか。 何か教育だけ。
0:04:32	教育力量付与だけ三つけどもうちょっとその具体的な業務とか、こうやるIRみ たいなそういう業務の引き継ぎという面で他町村の引き継ぎを書いてあるん ですけど、その業務の引き継ぎっていうところで、チーム員間の業務引き継ぎ って何かあるんですか。
0:04:48	はい。東北電力の佐藤でございます。まずこの運搬のプロセスに関しては、Q MS文書を移管するというプロセスは文系で水準に規定しておりますので、そ れで移管すると。
0:05:05	あと課長とも意見引き継ぎというのは、もちろんここにあると思っておりますけど、 実際の業務について文章の副部長も含めてですね、コンセプトでグループに 対して教育訓練をするというふうに記載してございますけれども、これは、
0:05:15	もちろん基準の教育訓練もしかりですし、あとは実技というんですが、OJTの ようなものとかですね後は
0:05:23	聞き取りというか、理解の確認のようなものも含めました教育に記載しており ますけれども、そういったところで
0:05:41	もうとか業務ところをしっかりとできるように教育をしていくというようなことござ いますので、その教育訓練にあたる専門指導者といいですかね、に於いて は、もうあらかじめもう経験とか力量を持った人間が行うということにしてござ います。
0:06:02	わかりました。今現状は燃料運搬は、現実電力チーフグループやってないと思 うので、できるように思っていないと思うんですけども、それができるようにする までの間は使用済み燃料の運搬や診療所等する人が
0:06:17	いなくなってしまうような気がするんですけど、そういうその事業の継続性って 意味ではそこは大丈夫なんでしょうか。要はこの力量を扶養されるまでの間は 誰も何か移動ができないように見えちゃうんですけど、そういうことにならない んですか。
0:06:19	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:39	ツカベでございますけれども、それについては、やはりまずはその手順を明確化して、そして必要な教育をどういうふうにするかというのもきちんとやった上で、具体的には信連や終済み燃料を輸送するまでの間に必要な人員を育成して体制を整えていくということを進めて、
0:06:41	と思います。
0:06:49	規制庁の土野ですけど、逆言うと、そんな直近に更新レース要するに燃料運搬への
0:07:09	発生しないんですよっていうことですね、要は十分その力量付与できる機関的な余裕があつて、そういった十分な力量なりを教育なりを実施した上で、こういった業務が発生するぐらいの時間的余裕はあるってそういうことでよろしいですか。
0:07:28	そうですね昨年度の3月に公表してございますけれども、発生しました東部電力のタベイでございますが、今年度の燃料輸送については弊社は欠格にしてございませので、今年度っていう範囲内でございましたら、新燃料後処理寄り添っているわけでございます。
0:07:46	以上です。わかりましたということは割れ目構図年度中は十分輸送に係るルールできる容量できるその時間的なものはあるから、十分適用はでき続けるっていうか、できますという説明だったんです。
0:07:50	特にですね、ご指摘の通りでございます。わかりました。
0:07:57	とりあえず引き継ぎの件ですからお願いします。
0:07:59	はい。
0:08:01	はい。
0:08:04	はい。
0:08:05	はい。
0:08:16	いえ、私はいいですか。それでは、特になければこれでヒアリングのほうは一体と思います。今日はどうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。